

奈良県告示第七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、薑土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和五年六月九日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の名、氏名及び住所

理事 楠 修保

葛城市薑一四一―一

監事 吉川 寛

〃 八五―二

二 就任役員の名、氏名及び住所

理事 吉川 寛

葛城市薑八五―二

監事 楠 昌浩

〃 三九〇